

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

名 目 總	名 目 細	名 目 細
別表 I (略)	別表 I (略)	別表 I (略)
II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格
001~131 (略)	001~131 (略)	001~131 (略)
132 ガイディングカテーテル (1)~(4) (略) <u>(5) 分枝血管用</u>	132 ガイディングカテーテル (1)~(4) (略) <u>(新設)</u>	132 ガイディングカテーテル (1)~(4) (略) <u>(新設)</u>
133 血管内手術用カテーテル (1) (略) (2) 末梢血管用ステントセット ①~③ (略) ④ 生体吸収・再狭窄抑制型 (3)~(23) (略)	133 血管内手術用カテーテル (1) (略) (2) 末梢血管用ステントセット ①~③ (略) ④ 生体吸収・再狭窄抑制型 (3)~(23) (略)	133 血管内手術用カテーテル (1) (略) (2) 末梢血管用ステントセット ①~③ (略) ④ 生体吸収・再狭窄抑制型 (3)~(23) (略)
134~145 (略)	134~145 (略)	134~145 (略)
146 大動脈用ステントグラフト (1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分) ①~③ (略) <u>④ 分枝血管部分連結型</u> (2)~(6) (略)	146 大動脈用ステントグラフト (1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分) ①~③ (略) ④ (新設) (2)~(6) (略)	146 大動脈用ステントグラフト (1) 腹部大動脈用ステントグラフト(メイン部分) ①~③ (略) ④ (新設) (2)~(6) (略)
147~190 (略)	147~190 (略)	147~190 (略)
191 末梢血管用ステントグラフト (1)・(2) (略) <u>(3) 腹部大動脈分枝血管対応型</u>	191 末梢血管用ステントグラフト (1)・(2) (略) <u>(新設)</u>	191 末梢血管用ステントグラフト (1)・(2) (略) <u>(新設)</u>
192~236 (略)	322,000円	192~236 (略)
<u>237 軟骨修復材</u>	<u>1,170,000円</u>	<u>(新設)</u>
III~V (略)	III~V (略)	III~V (略)

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001 (略)		
002 歯科鋳造用14カラット金合金インレー 一用 (JIS適合品)	1 g	<u>13,287円</u>
003 歯科鋳造用14カラット金合金鉤用 (JIS適合品)	1 g	<u>11,978円</u>
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金5 8.33%以上)	1 g	<u>12,073円</u>
005 歯科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	1 g	<u>12,062円</u>
006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金 (金1 2%以上 JIS適合品)	1 g	<u>3,802円</u>
007~009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金1 5%以上 JIS適合品)	1 g	<u>5,435円</u>
011 歯科鋳造用銀合金 第1種 (銀60% 以上インジウム5%未満 JIS適合品)	1 g	<u>207円</u>
012 歯科鋳造用銀合金 第2種 (銀60% 以上インジウム5%以上 JIS適合品)	1 g	<u>232円</u>
013 歯科用銀ろう (JIS適合品)	1 g	<u>261円</u>
014~069 (略)		
070 3次元プリント有床義歯冠部用材 料	1齒	<u>59円</u>
071 3次元プリント有床義歯義歯床用材 料	1 頭	<u>2,026円</u>
VII・VIII (略)		
IX 経過措置		

VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格
001 (略)		
002 歯科鋳造用14カラット金合金インレー 一用 (JIS適合品)	1 g	<u>12,587円</u>
003 歯科鋳造用14カラット金合金鉤用 (JIS適合品)	1 g	<u>11,278円</u>
004 歙科用14カラット金合金鉤用線 (金5 8.33%以上)	1 g	<u>11,373円</u>
005 歙科用14カラット合金用金ろう (JIS適合品)	1 g	<u>11,362円</u>
006 歙科鋳造用金銀パラジウム合金 (金1 2%以上 JIS適合品)	1 g	<u>3,445円</u>
007~009 (略)		
010 歙科用金銀パラジウム合金ろう (金1 5%以上 JIS適合品)	1 g	<u>5,095円</u>
011 歙科鋳造用銀合金 第1種 (銀60% 以上インジウム5%未満 JIS適合品)	1 g	<u>187円</u>
012 歙科鋳造用銀合金 第2種 (銀60% 以上インジウム5%以上 JIS適合品)	1 g	<u>212円</u>
013 歙科用銀ろう (JIS適合品)	1 g	<u>250円</u>
014~069 (略)		
(新設)		
VII・VIII (略)		
IX 経過措置		

(1) II の規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

073 (略)	(略)	(略)
<u>133 血管内手術用カーテン</u>	令和7年12月1日から 令和9年11月30日まで	264,000円
<u>(2) 末梢血管用ステントセッティング型</u>		
<u>上</u> <u>④ 生体吸収性・再狭窄抑制型</u>		
<u>(承認番号)</u> 30700BZX00154000		
<u>146 大動脈用ストラップ</u>	令和7年12月1日から 令和9年11月30日まで	3,840,000円
<u>(1) 腹部大動脈用ストラップ(メイソン部分)</u> <u>④ 分枝血管部分連結型</u>		
<u>(承認番号)</u> <u>30600BZX00235000</u>		
(略)	(略)	(略)
(2) (略)		

(1) II の規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

073 (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
<u>146 大動脈用ストラップ</u>		
<u>(1) 腹部大動脈用ストラップ(メイソン部分)</u> <u>④ 分枝血管部分連結型</u>		
<u>(承認番号)</u> <u>30600BZX00235000</u>		
(略)	(略)	(略)
(2) (略)		